

## 第九管区海上保安本部公示第9号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年3月6日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所  
名 称 石川県中能登土木総合事務所  
住 所 石川県七尾市本府中町ソ27-9
- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
区 域 押水羽咋海岸（下図に示すとおり）  
期 間 令和6年3月11日から令和6年3月31日までのうち5日間
- 3 水路測量の実施方法  
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置  
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

